

## 支所・出張所

市役所の窓口関係の仕事は、本庁では市民課を中心に行われていますが、本庁から離れた地域の皆さんのために、支所・出張所が設置されています。

### ■支所・出張所は……

- 小来川支所（中小来川2667番地の1）  
☎（028863）3 1 1 1（代）〒321-13  
所管区域は、小来川全域
- 清滝出張所（清滝2丁目5番22号）  
☎（0288）④0 8 9 4（代）〒321-14  
所管区域は、清滝町・清滝1～4丁目・細尾町・清滝新細尾町・清滝中安戸町・清滝桜ヶ丘町・清滝丹勢町・清滝安良沢町・清

滝和の代町

- 中宮祠出張所（中宮祠 2480番地）  
☎（0288）⑤0 0 7 8 〒321-16  
所管区域は、中宮祠・湯元

### ■支所・出張所の窓口では……

- 戸籍、住民基本台帳などの届、証明書発行
- 身分・住所などについての証明書の発行
- 印鑑登録・印鑑証明
- 母子健康手帳の交付
- 火葬（埋葬を含む）・改葬の許可、死産届
- 国民年金の届出
- 国民健康保険の届出、助産費・葬祭費申請
- 交通災害共済の加入・更新・変更手続
- 福祉関係の諸手続
- 税金・国民健康保険料・国民年金保険料の納付
- その他市政に関する問い合わせ・相談など

## 届出と手続き

### ■戸籍関係の届出

原因	期間	場所	届出人	必要なもの
赤ちゃんが生まれた時 (出生届)	14日以内	出生地、本籍地、 住所地のいずれかの市区町村	父・母・同居人・ 医師・助産婦の順	届書1通（届出場所が本籍地でない時は2通） 母子手帳、健康保険証、 届出人印鑑
人が死んだ時 (死亡届)	7日以内	死亡地、本籍地、 住所地のいずれかの市区町村	同居の親族、同居 してない親族、家 主地主、家屋管理 人の順	届書1通（届出場所が本籍地でない時は2通） 国民年金手帳、国保被保 険者証、印鑑
結婚した時 (婚姻届)	いつでも (届出の 時から効 力がある)	夫または妻の本 籍地または届出 人の住所地の市 区町村	夫と妻（証人2名 の証明が必要）	届書（場合によって通数 が違いますから、窓口で お尋ねください）印鑑（夫 と妻のもの）
養子をとつ たら（養子 縁組届）	〃	養親および養子 の本籍地または 届出人の住所地 の市区町村	養子と養親または 法定代理人	届書（婚姻届と同じ） 印鑑（届出人のもの）